

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年6月4日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、会社Aに雇用され、B所在の会社Cに派遣され、建設機械の組み立て作業に従事していた。
- 2 請求人によると、平成29年2月28日、同社工場内において、所定位置付近に2トンバックホーを停車させ降車した時、請求人の後方から、出荷検査員が運転する5トンバックホーが後進してきて、車輻の間に左足を挟まれ負傷したという。請求人は、同日、D医療機関へ搬送され、「左腓骨近位端開放骨折、左足関節打撲傷、腰部打撲傷」と診断され、その後、E医療機関に転院し、療養の結果、平成30年3月26日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求を行ったところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）を行ったことにつき、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月9日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきは、左下肢の機能障害、変形障害及び神経症状と認められるので、以下検討する。

(2) 障害の状態について

ア 左下肢の機能障害について

膝関節及び足関節の機能障害については、決定書理由に説示のとおり、それぞれの関節の可動域は健側の3/4以下に制限されておらず、障害等級には該当しないと判断する。

イ 左下肢の変形障害について

左下肢の変形障害については、決定書理由に説示のとおり、骨ゆ合しておらず、また、骨ゆ合の見込みもないことから、腓骨の骨幹部等にゆ合不全を残すものに該当し、障害等級第12級の8「長管骨に変形を残すもの」に該当するものと判断する。

なお、請求人は、請求人に残存する障害が第8級の9「1下肢に偽関節を残すもの」に該当する旨主張するが、当該障害等級は脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等にゆ合不全を残すものが該当するとされていることから、請求人の主張は採用することができない。

ウ 左下肢の神経症状について

左下肢の神経症状については、決定書理由に説示のとおり、障害等級第12級の12「局部に頑固な神経症状を残すもの」に該当するが、左下肢の変

形障害に通常派生する関係にあるものと判断する。

エ 以上から、請求人に残存する障害は、障害等級第12級に該当するものと判断する。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。

令和2年3月13日